

復興・創生期間における行財政運営のあり方について

平成 29 年 6 月 5 日
福島県行財政改革推進本部

「復興・再生に向けた行財政運営方針」（平成 24 年 10 月策定 期間：概ね 5 年）について、本年 10 月で対象期間を満了することから、これまでの取組の総括や次期における行財政運営のあり方の検討が必要となる。

取組の総括（別紙）を踏まえた今後の行財政運営のあり方について、以下の基本的考え方により、「復興・創生期間」が終了する平成 32 年度までは、現行の運営方針の見直しにより対応する。

《基本的な考え方》

- 復興・創生期間（平成 28 年度から平成 32 年度まで）において、福島の実の復興の実現のために対応すべき重要な課題を数多く抱えており、本県を取り巻く社会情勢等が変化していく中で、行財政運営の明確な見通しや目標値を設定して行財政改革に取り組むことが困難であることが想定される。
- このため、現方針の期間終了後においても、課題解決に向けて迅速かつ柔軟に対応していく必要がある、復興・創生に重点を置いた現行の「行財政運営方針」の考え方を継続する。
- なお、視点について、本県の復興の状況を国内外に発信し、福島の状況を正しく理解していただく重要性が今後益々高まることから、現在その他の取組としている「情報発信」を「視点」として次期方針に盛り込む。

《次期方針の視点》

- 1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保
- 2 復興を加速させる執行体制の強化
- 3 復興を進める市町村との連携強化
- (新) 4 復興に向けた効果的な情報発信

《次期方針の期間》

復興・創生期間を踏まえ平成 29 年 10 月から平成 32 年度末までとする。